

# 半期報告書

(第8期中) 自 平成19年3月1日  
至 平成19年8月31日

株式会社パイプロドビッツ

東京都港区元赤坂一丁目1番7号

(941948)

# 目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	事業の内容	3
3.	関係会社の状況	4
4.	従業員の状況	5
第2	事業の状況	6
1.	業績等の概要	6
2.	生産、受注及び販売の状況	7
3.	対処すべき課題	8
4.	経営上の重要な契約等	9
5.	研究開発活動	10
第3	設備の状況	11
1.	主要な設備の状況	11
2.	設備の新設、除却等の計画	12
第4	提出会社の状況	13
1.	株式等の状況	13
2.	株価の推移	19
3.	役員の状況	20
第5	経理の状況	21
	中間財務諸表等	22
(1)	中間財務諸表	22
(2)	その他	40
第6	提出会社の参考情報	41
第二部	提出会社の保証会社等の情報	42
	[中間監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月15日
【中間会計期間】	第8期中（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）
【会社名】	株式会社パイプドビット
【英訳名】	PIPED BITS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	経営企画管理本部長 松永 望
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	経営企画管理本部長 松永 望
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自平成17年 3月1日 至平成17年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成17年 3月1日 至平成18年 2月28日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日
売上高 (千円)	—	320,349	415,315	507,299	702,103
経常利益 (千円)	—	103,293	123,034	164,425	208,001
中間(当期)純利益 (千円)	—	61,854	71,900	97,243	124,771
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	90,191	186,791	90,191	186,791
発行済株式総数 (株)	—	15,364	16,364	7,682	16,364
純資産額 (千円)	—	338,049	667,748	276,194	594,166
総資産額 (千円)	—	441,822	779,923	375,263	732,032
1株当たり純資産額 (円)	—	22,002.72	40,703.17	35,953.50	36,309.36
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	—	4,025.97	4,393.81	12,926.14	8,019.25
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	4,351.26	—	7,913.97
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	76.5	85.4	73.6	81.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	53,912	47,570	68,615	141,906
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	28,507	△21,175	△48,662	61,642
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	382	186,236
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高 (千円)	—	241,524	575,284	159,104	548,889
従業員数 (人)	—	64	84	56	62
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(13)	(8)	(8)	(11)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第7期中より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3. 売上高には消費税等は含まれておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

5. 第7期中までの潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、新株予約権の残高はありませんが、当社株式は非上場・非登録であったため記載しておりません。

6. 当社は、配当を行っておりませんので、1株当たり配当額については、記載しておりません。

7. 当社は、平成18年7月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、一株当たり中間(当期)純利益金額につきましては、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

8. 純資産額の算定にあたり、平成18年8月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

### 3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成19年8月31日現在

従業員数（人）	84（8）
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 従業員数欄の（外書き）は、臨時雇用者数（パートタイマーは含み、人材会社からの派遣社員を除く。）の当中間会計期間の平均人員であります。
3. 従業員数が当中間会計期間において22人増加しておりますが、増加の主な要因は、営業力強化の一環として平成19年4月1日付で、新卒社員が入社したことによるものであります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間の経済状況につきましては、企業業績も引続き好調を維持し、これに伴い設備投資も活発な動きを見せております。一方、雇用情勢についても景気回復に伴う企業の積極的な採用などもあり、雇用環境も完全失業率が改善されるなど景気は順調に推移しております。

このような環境のもと、インターネットビジネス市場は、総務省発表のブロードバンドサービス契約数が平成19年6月末で2,715万件と今年3月比71万件増加しており、引続き拡大基調が続いております。

このような状況の中、当社は新規顧客の開拓と既存顧客の取引拡大に努めるとともに、情報管理をはじめとする内部管理体制の一層の充実に注力して参りました。

また、当中間会計期間におきまして、当社は本店入居ビルを借り増しすることにより事業所を拡張すると共に、要員面では営業力強化の一環として4月に新卒社員22人が入社いたしました。この新入社員は9月に営業の第一線へ配属されました。

なお、平成19年8月31日時点における有効アカウント数は、前期末899件より98件増加し、997件となりました。

以上の結果、当中間会計期間の業績につきましては、売上高は415百万円（前年同期比29.6%増）、経常利益は123百万円（前年同期比19.1%増）、中間純利益は71百万円（前年同期比16.2%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度に比べ26百万円増加し、575百万円となりました。各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動の結果得られた資金は、税引前中間純利益123百万円の計上および、法人税等57百万円の支払等により47百万円（前年同期比88.2%）となりました。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動の結果支出した資金は、本店事務所の改装等による固定資産の取得による支出21百万円等により21百万円（前年同期に得られた資金は28百万円）となりました。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動の結果取得した資金はありません。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前年同期比 (%)
アプリケーション・サービス事業(千円)	415,315	129.6
合計(千円)	415,315	129.6

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

#### 4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

## 5【研究開発活動】

当社は、主に既存サービスの機能強化および新サービスのソフトウェアに関する研究開発活動を行っております。  
なお、当中間会計期間における研究開発費の総額は10,702千円となっております。

### (1) 既存サービスの機能強化に関する研究開発

既存サービスについて、以下の機能強化を実施しております。

- ・セキュリティ性能の向上に関する研究開発。
- ・処理速度の向上に関する研究開発。
- ・新機能の追加に関する研究開発。

### (2) 次世代サービスのソフトウェアに関する研究開発

次世代サービスについて、主に以下の研究開発を進めております。

- ・Webサーバーの稼働率向上に関する研究開発。
- ・動的コンテンツ（注）生成の高速化に関する研究開発。
- ・各種オンラインサービス機能の統合的な利用に関する研究開発。

### 注意事項

（注）動的コンテンツとは検索サイトや掲示板のようにリクエストに応じて、部分的または全体的にコンテンツを生成するWebコンテンツをいいます。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

## 2【設備の新設、除却等の計画】

当中期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	74,600
計	74,600

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年11月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,364	16,364	東京証券取引所 (マザーズ)	—
計	16,364	16,364	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

①平成17年5月30日定時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	45(注)5	43(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	90(注)5,6	86(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	13,500(注)6	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年5月30日 至平成26年5月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,500(注)6 資本組入額 6,750(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整します。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件等

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- ③新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- ④その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- I. 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
  - II. 新株予約権者が死亡したとき。
5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。  
会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

②平成18年5月29日定時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数（個）	40（注）5	30（注）5
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	80（注）5, 6	60（注）5, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2	24,000（注）6	同左
新株予約権の行使期間	平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 24,000（注）6 資本組入額 12,000（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。  
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしていたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

### 3. 新株予約権の行使の条件等

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- ③新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- ④その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

### 4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- I. 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- II. 新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

③平成19年5月30日定時株主総会決議に基づく新株予約権の状況

区分	中間会計期間末現在 (平成19年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数（個）	64	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	64	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2	361,566	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月15日から 平成22年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 361,566 資本組入額 180,783	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合（新株予約権の行使

の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件等

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。
- ② 本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ 新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。
- ④ 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。
- ⑤ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

### 4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- I. 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- II. 新株予約権者が死亡したとき。

### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成19年3月1日～ 平成19年8月31日	—	16,364	—	186,791	—	96,791

## (5) 【大株主の状況】

平成19年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
佐谷 宣昭	東京都目黒区	8,120	49.62
キャピタルズワン有限会社	千葉県市川市鬼高二丁目10番10号	5,480	33.48
井上 修二	兵庫県神戸市垂水区	149	0.91
東山 明弘	千葉県市川市	140	0.85
志賀 正規	東京都渋谷区	102	0.62
塚田 昌伸	東京都世田谷区	70	0.42
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	51	0.31
富田 邦裕	東京都練馬区	44	0.26
SBIイー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	43	0.26
岡崎 寛	兵庫県神戸市東灘区	41	0.25
計	—	14,240	87.02

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 16,364	16,364	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	16,364	—	—
総株主の議決権	—	16,364	—

## ② 【自己株式等】

平成19年8月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	433,000	669,000	414,000	375,000	331,000	251,000
最低(円)	294,000	351,000	302,000	310,000	229,000	171,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

### 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

#### (1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	技術本部アプリケーション 開発部マネージャー	堀井 俊和	平成19年8月31日

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成18年11月17日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

### 3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年2月28日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1. 現金及び預金		301,524		575,284		548,889		
2. 売掛金		94,040		117,354		113,466		
3. たな卸資産		2,527		1,125		734		
4. その他		11,172		14,017		13,210		
貸倒引当金		△557		△597		△902		
流動資産合計			408,707	92.5	707,184	90.7	675,398	92.3
II 固定資産	※2							
1. 有形固定資産		15,491		37,439		20,526		
2. 無形固定資産		4,767		3,728		4,248		
3. 投資その他の資産								
(1) 差入保証金		12,574		31,571		31,754		
(2) その他		323		210		315		
貸倒引当金		△42		△210		△210		
投資その他の資産合計		12,855		31,571		31,859		
固定資産合計			33,114	7.5	72,739	9.3	56,633	7.7
資産合計			441,822	100.0	779,923	100.0	732,032	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債	※1						
1. 未払金		7,886		10,224		19,959	
2. 未払費用		18,986		20,647		26,267	
3. 未払法人税等		45,393		52,604		59,719	
4. 未払消費税等		8,310		7,283		13,514	
5. その他	5,336		7,420		4,028		
流動負債合計		85,912	19.5	98,181	12.6	123,488	16.9
II 固定負債							
1. 繰延税金負債		17,860		13,993		14,377	
固定負債合計		17,860	4.0	13,993	1.8	14,377	1.9
負債合計		103,772	23.5	112,175	14.4	137,866	18.8
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		90,191	20.4	186,791	24.0	186,791	25.5
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		191		96,791		96,791	
資本剰余金合計		191	0.0	96,791	12.4	96,791	13.2
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
プログラム等準備金		24,614		23,496		25,192	
繰越利益剰余金		223,053		358,988		285,392	
利益剰余金合計		247,667	56.1	382,484	49.0	310,584	42.5
株主資本合計		338,049	76.5	666,066	85.4	594,166	81.2
II 新株予約権		—	—	1,682	0.2	—	—
純資産合計		338,049	76.5	667,748	85.6	594,166	81.2
負債純資産合計		441,822	100.0	779,923	100.0	732,032	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)					
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)				
I 売上高	※1		320,349	100.0		415,315	100.0		702,103	100.0	
II 売上原価			59,284	18.5		59,561	14.3		127,467	18.2	
売上総利益			261,065	81.5		355,753	85.7		574,635	81.8	
III 販売費及び一般管理 費			158,377	49.4		233,491	56.3		349,496	49.7	
営業利益			102,687	32.1		122,262	29.4		225,138	32.1	
IV 営業外収益			605	0.2		772	0.2		873	0.1	
V 営業外費用			—	—		—	—		18,010	2.6	
経常利益			103,293	32.3		123,034	29.6		208,001	29.6	
VI 特別利益			3,000	0.9		—	—		3,000	0.5	
税引前中間(当期) 純利益			106,293	33.2		123,034	29.6		211,001	30.1	
法人税、住民税及 び事業税			45,393			51,055			90,105		
法人税等調整額			△954	44,438	13.9	78	51,134	12.3	△3,875	86,230	12.3
中間(当期)純利益				61,854	19.3		71,900	17.3		124,771	17.8

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本 合計	
			その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
			プログラム 等準備金	繰越利益 剰余金			
平成18年2月28日残高 (千円)	90,191	191	24,614	161,198	185,812	276,194	276,194
中間会計期間中の変動額							
中間純利益				61,854	61,854	61,854	61,854
中間会計期間中の変動額 合計(千円)	—	—	—	61,854	61,854	61,854	61,854
平成18年8月31日残高 (千円)	90,191	191	24,614	223,053	247,667	338,049	338,049

当中間会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本 合計		
			その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			プログラム 等準備金	繰越利益 剰余金				
平成19年2月28日残高 (千円)	186,791	96,791	25,192	285,392	310,584	594,166	—	594,166
中間会計期間中の変動額								
プログラム等準備金の 取崩			△1,695	1,695	—	—		—
中間純利益				71,900	71,900	71,900		71,900
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)							1,682	1,682
中間会計期間中の変動額 合計(千円)	—	—	△1,695	73,596	71,900	71,900	1,682	73,582
平成19年8月31日残高 (千円)	186,791	96,791	23,496	358,988	382,484	666,066	1,682	667,748

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
			プログラム 等準備金	繰越利益 剰余金			
平成18年2月28日残高 (千円)	90,191	191	24,614	161,198	185,812	276,194	276,194
事業年度中の変動額							
新株の発行	96,600	96,600				193,200	193,200
当期純利益				124,771	124,771	124,771	124,771
プログラム等準備金の積立			577	△577	—	—	—
事業年度中の変動額 合計(千円)	96,600	96,600	577	124,193	124,771	317,971	317,971
平成19年2月28日残高 (千円)	186,791	96,791	25,192	285,392	310,584	594,166	594,166

## ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純利益		106,293	123,034	211,001
減価償却費		3,306	4,964	6,686
貸倒引当金の増加額 (△は減少額)		3	△305	516
受取利息及び受取配 当金		△58	△467	△325
株式報酬費用		—	1,682	—
売上債権の増加額		△15,587	△3,887	△35,014
たな卸資産の減少額 (△は増加額)		1,343	△390	3,136
未払消費税等の増加 額 (△は減少額)		△2,948	△6,231	2,255
その他		△5,535	△14,164	19,259
小計		86,816	104,235	207,516
利息及び配当金の受 取額		58	467	325
法人税等の支払額		△32,962	△57,132	△65,936
営業活動によるキャッ シュ・フロー		53,912	47,570	141,906
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有形固定資産の取得 による支出		△659	△21,358	△8,554
無形固定資産の取得 による支出		△823	—	△823
定期預金の払戻によ る収入		30,000	—	90,000
敷金保証金の差入に よる支出		—	△56	△19,420
敷金保証金の返還に よる収入		—	240	440
その他		△10	—	—
投資活動によるキャッ シュ・フロー		28,507	△21,175	61,642
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
株式の発行による収 入		—	—	186,236
財務活動によるキャッ シュ・フロー		—	—	186,236
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の 増加額		82,420	26,394	389,785
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		159,104	548,889	159,104
VII 現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高	※	241,524	575,284	548,889

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法によって おります。	たな卸資産 仕掛品 同左	たな卸資産 仕掛品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおり であります。 建物 15年 工具器具備品 4～10年  (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェア については社内における利用可能 期間（最長5年）における定額法 によっております。 (3)長期前払費用 均等償却によっております。	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと りであります。 建物 8～15年 工具器具備品 4～10年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（所得税法等の 一部を改正する法律（平成19年3 月30日 法律第6号）及び法人税 法施行令の一部を改正する政令 （平成19年3月30日 政令第83 号））に伴い、平成19年4月1日以 降に取得したのものについては、改 正後の法人税法に基づく方法に変 更しております。 これに伴う影響は軽微でありま す。 (2)無形固定資産 同左  (3)長期前払費用 同左	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとお りであります。 建物 15年 工具器具備品 4～10年  (2)無形固定資産 同左  (3)長期前払費用 同左
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備 えるため一般債権については貸倒 実績率による計算額を、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別 に回収可能性を勘案して回収不能 見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によっておりま す。	同左	同左
5. 中間キャッシュ・フロー 計算書（キャッシュ・フ ロー計算書）における資 金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到来する短 期投資からなっております。	同左	同左
6. その他中間財務諸表（財 務諸表）作成のための基 本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	<p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は338,049千円であり、この変更による損益に与える影響はありません。</p>	—————	<p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は594,166千円であり、この変更による損益に与える影響はありません。</p>
2. 固定資産の減損に係る会計基準	<p>当中間会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準」(固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響はありません。</p>	—————	<p>当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響はありません。</p>
3. ストック・オプション等に関する会計基準	<p>当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響はありません。</p>	—————	<p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響はありません。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		(法人事業税の外形標準課税制度) 当社は、当事業年度より資本金が1億円超になり外形標準課税制度が適用となったことに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取り扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が2,587千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
※1. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	※1. 消費税等の取扱い 同左	※1. 消費税等の取扱い —————
※2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,655千円	※2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,960千円	※2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,515千円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
※1. 営業外費用のうち主要なもの —————	※1. 営業外費用のうち主要なもの —————	※1. 営業外費用のうち主要なもの 上場関連費用 11,046千円 株式交付費 6,963千円
2. 減価償却実施額 有形固定資産 2,830千円 無形固定資産 475千円	2. 減価償却実施額 有形固定資産 4,445千円 無形固定資産 519千円	2. 減価償却実施額 有形固定資産 5,691千円 無形固定資産 994千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	7,682	7,682	—	15,364

(注) 発行済株式の増加は株式分割による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	16,364	—	—	16,364

2. 新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		前事業 年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	1,682
合計		—	—	—	—	1,682

前事業年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式 普通株式	7,682	8,682	—	16,364

（注）発行済株式の増加8,682株は、平成18年7月1日付にて行った1株につき2株の株式分割による増加7,682株及び平成18年12月20日付の公募による新株式発行の増加1,000株であります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間 貸借対照表に掲記されている科目の金額と の関係  (平成18年8月31日現在) (千円) 現金及び預金勘定 301,524 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △60,000 現金及び現金同等物 241,524	※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間 貸借対照表に掲記されている科目の金額と の関係  (平成19年8月31日現在) (千円) 現金及び預金勘定 575,284 現金及び現金同等物 575,284	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係  (平成19年2月28日現在) (千円) 現金及び預金勘定 548,889 現金及び現金同等物 548,889

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 3月 1日 至 平成18年 8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月31日)	前事業年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月28日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため中間財務諸表等規則第5条の3の規定により記載を省略しております。	同左	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間 (平成18年 8月31日現在)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間 (平成19年 8月31日現在)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度 (平成19年 2月28日現在)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 3月 1日 至 平成18年 8月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月28日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

1. 当該中間会計期間における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. 当中間会計期間において付与したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 32名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数 (注)	普通株式 112株
付与日	平成18年5月29日
権利確定条件	権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位にあること。
対象勤務期間	4年間 (平成18年5月29日から平成22年5月28日まで)
権利行使期間	平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで
権利行使価格 (円)	24,000
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴いストック・オプション数は分割後の数値によっております。

当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

1. 当該中間会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 1,682千円

2. 当中間会計期間において付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 15名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数	普通株式 64株
付与日	平成19年6月15日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。 但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	2年間 (平成19年6月15日から平成21年6月14日まで)
権利行使期間	平成21年6月15日から 平成22年6月14日まで
権利行使価格 (円)	361,566
付与日における公正な評価単価 (円)	219,043

前事業年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

1. 当該会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 29名	当社取締役 2名 当社従業員 32名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数（注1）	普通株式 174株	普通株式 112株
付与日	平成17年5月30日	平成18年5月29日
権利確定条件	（注2）	（注2）
対象勤務期間	4年間（平成17年5月30日から平成21年5月29日まで）	4年間（平成18年5月29日から平成22年5月28日まで）
権利行使期間	平成21年5月30日から平成26年5月29日まで	平成22年5月29日から平成27年5月28日まで
権利行使価格（円）	13,500	24,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注1）平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴いストック・オプション数は分割後の数値によっております。

（注2）① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限り、

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

③ 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

④ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

（持分法損益等）

前中間会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり純資産額 22,002.72円 1株当たり中間純利益 金額 4,025.97円  当社は、平成18年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っております。当中間会計期間の1株当たり中間純利益の算定につきましては、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、以下のとおりであります。 前事業年度 1株当たり純資産額 17,976.75円 1株当たり当期純利益 6,463.07円 金額 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場・非登録であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	1株当たり純資産額 40,703.17円 1株当たり中間純利益 金額 4,393.81円 潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額 4,351.26円	1株当たり純資産額 36,309.36円 1株当たり当期純利益 金額 8,019.25円 潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 7,913.97円  当社は、平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、以下のとおりであります。 1株当たり純資産額 17,976.75円 1株当たり当期純利益 6,463.07円 金額 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場・非登録であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	338,049	667,748	594,166
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	1,682	—
(うち新株予約権)	(—)	(1,682)	(—)
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額(千円)	338,049	666,066	594,166
1株当たりの純資産額の算定に用いら れた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	15,364	16,364	16,364

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	61,854	71,900	124,771
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	61,854	71,900	124,771
期中平均株式数(株)	15,364	16,364	15,559
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	160	207
(うち、新株予約権)	(—)	(160)	(207)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	(新株予約権) 株主総会決議 平成17年5月30日 (新株予約権 59個) 株主総会決議 平成18年5月29日 (新株予約権 50個)	(新株予約権) 株主総会決議 平成19年5月30日 (新株予約権 64個)	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）平成19年5月30日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月15日

株式会社パイプドビッツ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷 徳行 印

当監査法人は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第3条第7項の規定に基づき、証券取引法第193条の2の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイプドビッツの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイプドビッツの平成18年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月15日

株式会社パイプロビッツ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷 徳行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイプロビッツの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイプロビッツの平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。